

佐賀県告示第 387 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成 26 年 10 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

	名称	所在地	変更年月日
旧	伊万里篠田皮ふ科 医院	伊万里市新天町 460 番 地 11	平成 25 年 12 月 25 日
新	伊万里篠田皮ふ科 ・形成外科		